

中小・零細企業金融の円滑化

施策の概要

- 中小・零細企業金融のきめ細かい実態把握と監視の強化を図ります。
 - － 商工会議所等へのアンケート調査の定期的な実施 等
 - － 中小企業金融の実態の監視を強化するため、「金融円滑化ホットライン」(電話番号:03-5251-7755)の一層の周知 等
- 金融機関への要請を実施します。
 - － 主要行を含めた金融機関に対し、中小・零細企業に対する金融円滑化を要請する文書を発出
- 中小・零細企業の自己資本充実策や事業再生の支援を行います。
- 金融仲介機能の発揮促進に向けた検査対応の一層の改善を図ります。
 - － 今後の検査運営は、以下の方針に基づいて行うこととし、すべての検査官、金融機関、中小企業経営者等に徹底した周知・実践を図る。
 - 中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているかを重点的に検証する。
 - 金融検査を質的に向上させ、重要な問題に焦点をあてた、金融機関の自主的な経営改善につながる「納得感」の高い検査を行う。
 - 金融機関の規模・特性等に配慮し、検査負担の軽減を図る。
 - 中小企業の特性を十分踏まえた評価を金融機関に促す金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の趣旨の周知・広報を徹底する。

○中小企業資金繰りDIの推移

	06年6月	08年6月	変化幅
中小企業	0	▲8	▲8
中堅企業	9	7	▲2
大企業	22	18	▲4

(注:DI = 「緩い」 - 「厳しい」)

(出所)日銀短観

施策の効果

急激な原油高・原材料高等により資金繰りに苦しむ中小・零細企業に対し、中小・零細企業金融の円滑化を推進することにより、新たな保証制度の導入、セーフティネット貸付制度の強化等の施策とあわせて、中小・零細企業の命綱である資金繰りをサポート

資金繰り対策の拡充

施策の概要

○「原材料価格高騰対応等緊急保証」の導入

- ・セーフティネット保証の業種指定要件を抜本的に見直し、対象業種を大幅に追加します。
 - 原油のみならず、原材料価格や仕入れ価格の上昇を売価に転嫁できていない業種の追加などを行います。

○政府系金融機関による貸付け

- ・国民公庫、中小公庫、商工中金等によるセーフティネット貸付を拡大します（業種指定要件なし）。
- ・各機関に対し、返済猶予への対応等に関する配慮を要請します。

【参考】原油・原材料価格上昇特別相談窓口における
融資・保証承諾実績（2005年9月～2008年8月）
件数：14,566件 金額：2,673億円

○中小企業資金繰りD Iの推移

	06年6月	08年6月	変化幅
中小企業	0	▲8	▲8
中堅企業	9	7	▲2
大企業	22	18	▲4

(注：D I = 「緩い」 - 「厳しい」)
(出所) 日銀短観

施策の効果

急激な原油高・原材料高等により資金繰りに苦しむ中小・零細企業に対し、「原材料価格高騰対応等緊急保証」の導入、政府系金融機関による貸付けを拡大することにより、中小・零細企業金融の円滑化の施策とあいまって、中小・零細企業の命綱である資金繰りをサポート

下請事業者保護の強化

施策の概要

- 下請事業者の相談体制の拡充(下請かけこみ寺における弁護士相談等)
⇒47都道府県に2008年4月に設置した「下請かけこみ寺」(相談件数:1,086件(8月時点))の体制拡充等
- 買ったたきの具体的内容の明示、下請適正取引ガイドラインの改訂等の措置及び親事業者・下請事業者への周知徹底
- 優越的地位の濫用等に対する課徴金の導入等の独禁法改正(継続審議中)
- 下請法・独禁法の厳格運用(執行体制の拡充、下請法に基づく検査の積極的实施、書面調査実施)
⇒ 原油・原材料の価格の高騰下における特別立入検査・特別事情聴取の実施
- 「下請保護情報ネットワーク(仮称)」の構築
⇒ 下請事業者の保護のための関係行政機関間の連携強化(「下請たたき」の把握・保護体制の強化)

【参考】下請法違反行為に対する運用実績

⇒ ・書面調査	約19万社(2002年度)	→	約33万社(2007年度)
・勧告	4件(同上)	→	13件(同上)
・改善指導・警告	約3千社(同上)	→	約1万1千社(同上)

施策の効果

下請法・独禁法に基づく取締り強化とともに、下請適正取引ガイドラインの改訂、下請かけこみ寺における相談体制拡充、下請保護の情報ネットワークの構築等の取組み等を推進
⇒ 下請取引の適正化が大きく進展

「下請保護情報ネットワーク(仮称)」の構築

施策の概要

○下請事業者の保護のための関係行政機関間の連携強化

・関係行政機関間における下請保護に関する通報制度を創設。

⇒現場にて「下請たたき」を把握した政府機関(厚労省等)が取締り機関(公取、経産省、国交省)に対し、通報する制度(注)を創設し、「下請たたき」事案の一層の把握を図ります。

(注)下請企業の意向を踏まえ、秘密保持に万全を期した上で通報する。但し、下請企業が通報を希望しない場合は、相談窓口等の教示にとどめる。

・取締り機関(公取、経産省、国交省)及び通報を行う行政機関における下請対策に関する情報共有及び連携を推進。

⇒取締り機関(公取、経産省、国交省)及び通報を行う行政機関における連携を強化し、下請法等の制度及び運用に関する情報の共有を行うとともに、新たに必要な対応についての協議等を促進します。

【参考】各省の役回り

<情報通報機関> 厚労省等

<取締り機関> 公取・中企庁
国交省

⇒ 賃金不払事案の背景に「下請たたき」(代金支払い遅延等)があることを把握した場合等において、下請企業の意向を踏まえた上で、取締り機関に対し通報
⇒ 問題事例について、下請法に基づく勧告等
⇒ 問題事例について、建設業法に基づく指導、措置請求等

施策の効果

関係行政機関間における下請対策行政に係る連携及び情報共有の強化を促進
⇒ 「下請たたき」事案の一層の把握及び下請保護の体制強化を図る

特定業種支援の強化

燃料負担等の増加により深刻な影響を受けている業種を支援します。

(建設業)

- ・建設業は、地域経済や雇用を支える地域の中核的な産業です。
- ・しかし、建設投資の大幅な減少や資材価格の高騰等により、建設業を取り巻く環境は厳しくなっています。
(※資材価格高騰の例)
 - ・H型鋼価格
79000円/t(平成20年1月)
→112000円/t(20年8月)
 - ・軽油価格
102円/ℓ(平成20年1月)
→149円/ℓ(20年8月)

○「単品スライド条項」の的確な運用

「単品スライド条項」について、「鋼材類」「燃料油」を対象に、今年6月に運用ルールを定めて発動したところですが、今後とも資材の価格動向等に応じた的確な運用を図ります。

○適正価格での契約の推進等による経営力の強化

緊急の建設業者の経営相談等を実施するとともに、入札契約制度の運用の適正化を推進します。

○資金調達の円滑化

公共工事請負代金債権の流動化の促進等を行うことにより、地域の中堅・中小建設業者の資金繰りの円滑化を図ります。

(トラック運送業)

- ・99.3%のトラック運送事業者が軽油価格高騰により収益悪化。
- ・52.2%のトラック運送事業者が軽油高騰分の価格転嫁ができていません。
- ・軽油価格1円/ℓ上昇あたりの業界負担費用は年度あたり約160億円。
(トラック運送業では、平成20年7月の軽油価格は平成15年度(平均)比で75.9円高。)(20年7月調査)

○燃料価格の変動によるコストの増減分を別建て運賃として設定する「**燃料サーチャージ制**」の導入を一層推進するため、荷主・経済団体に対するサーチャージ制の導入に関する協力要請に加え、個別荷主・事業者に対する協力要請などを行います。

○中小事業者に対してセーフティネット保証料の一部を助成するなどの**金融支援**を行います。

○省エネ車両・機器等の導入を促進するなどの**燃費対策構造改善事業**を推進します。

(バス運送業)

- ・バス運送業は、学生、高齢者など、地域住民に不可欠な移動手段。
- ・燃料価格の高騰は、バス事業に大きな影響を及ぼしており、地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難になるおそれがあります。

○省エネ車両、機器等の導入促進

・燃料負担の大きいバス事業者に対して、燃費の良いバス車両、省エネ効果の高い省エネ機器等の導入を推進するため、CNG(圧縮天然ガス)バス、ハイブリッド・バス等を導入する場合の支援を行います。

廃棄物不法投棄の原状回復事業への支援

施策の概要

- 産業廃棄物の不適正処分による生活環境保全上の支障の除去等は、排出事業者責任も追及し、原因者により行われるのが原則。
- 原因者が不明な場合又は資力がない場合には、都道府県等が行政代執行を行い、要した費用の一部については、国が財政支援をしています。
- 昨今の重油価格の高騰等により事業費が増加しています。処理が滞ることにより、国民の安全・安心が損なわれるおそれがあります。



- 不法投棄問題に対する国民の不安を払拭するために、法に基づく措置の終期である平成24年度までに事業が無事終了することを念頭に、支障除去等事業の円滑な実施を支援していきます。

施策の効果

生活環境保全上の支障を除去することにより、国民の安全・安心を確保します。

生産性向上等による成長力の強化

施策の概要

○生産性の向上

- ・米国の6割に満たない我が国の生産性水準を向上させるため、「基本方針2008」に基づき、業種別生産性向上プログラム^{*1}を推進するとともに、IT化の推進（電子政府等）、高度人材の受入促進^{*2}、留学生30万人計画の具体化^{*3}に取り組みます。

^{*1} IT（ソフトウェア・情報サービス）、通信・放送・コンテンツ、建設・住宅・不動産、宿泊・旅行、小売、食品製造、物流、人材ビジネス、研究開発サービス業等9業種のサービス産業が対象。日本の労働生産性は、米国を1とすると、例えば、建設0.74、通信等0.70、卸・小売0.51、飲食・宿泊0.43となっている。

^{*2} 専門的・技術的分野の労働者数（興行を除く）は約15.8万人（2006年末）。

^{*3} 現在約11.8万人（2007年）の留学生数を2020年を目途に30万人とすることを目指す。

○地域活性化

- ・「地方再生戦略」や「定住自立圏構想」等を推進するとともに、観光振興に取り組みます。また、地域力再生機構の創設、第3セクター改革の推進、地域におけるICT（情報通信技術）基盤の整備と利活用の促進に取り組みます。

○「貯蓄から投資へ」の流れの促進^{*4}

- ・「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」に資する環境を整備します。

^{*4} 我が国の家計金融資産に占める株式・投資信託の割合は9.3%（2007年度末）であり、他の主要先進国よりも低水準。

施策の効果

労働生産性の伸び率の5割増を目指して、人的資源の活用等による生産性の向上を図るとともに、地域活性化等の取組みを加速することにより、成長力が強化されます。

地方公共団体への配慮

施策の概要

○地方公共団体への配慮

◇地方公共団体がこの総合対策に取り組み、地域の活性化を実現できるよう対応します。

※補正予算において、地方公共団体が本対策に積極的に取り組むための新しい交付金約260億円の創設を検討しています。

◇道路特定財源の1ヶ月分の地方税収減の影響については、政府において適切に財源措置をします。

※補正予算において、道路特定財源の暫定税率の失効期間中の地方税、地方譲与税の減収約656億円を補てんするための特例交付金措置を検討しています。

施策の効果

地方公共団体と連携・協力して、「緊急総合対策」を着実かつ効果的に実施